

目 次

I 総 則	1
1 条 適用	1
2 条 変更	1
3 条 定義	1
4 条 単位および端数処理	2
II 契約について	3
5 条 電気需給契約の単位	3
6 条 電気需給契約申込みの条件	3
7 条 需給契約申込方法	3
8 条 旧小売電気事業者等との電気需給契約解除手続き	3
9 条 需給の開始	3
10 条 契約の期間	4
11 条 承諾の限界	4
III 契約種別および電気料金	4
12 条 契約種別	4
13 条 電気料金等	4
IV 電気料金算定および電気料金支払い	4
14 条 電気料金適用開始日	4
15 条 電気料金の算定期間	4
16 条 使用電力量の計量	5
17 条 電気料金の算定	5
18 条 電気料金支払義務ならびに支払期日	5
19 条 電気料金その他の支払方法	6
20 条 債権譲渡に関する特則	6
V 使用および供給	7
21 条 需要場所への立入りによる業務の実施	7
22 条 電気の使用にともなうお客さまの協力	7
23 条 供給の停止	7
24 条 供給停止の解除	8
25 条 供給停止期間中の料金	8
26 条 違約金	8
27 条 供給の中止または使用の制限もしくは中止	8

28 条 制限または中止の電気料金割引	9
29 条 損害賠償の免責	9
30 条 設備の賠償	9
VI 契約の変更および終了	10
31 条 約款の変更	10
32 条 電気需給契約の変更手続き	10
33 条 電気需給契約の終了	10
34 条 需給開始後の電気需給契約の終了または変更に伴う電気料金および工事費の 精算	10
35 条 解約等	11
36 条 クーリングオフ	11
37 条 電気需給契約の終了後の債権債務	12
VII 工事および工事費の負担金	12
38 条 供給設備の工事費負担金	12
VIII 保 安	12
39 条 調査に対する協力	12
40 条 保安等に対する協力	12
IX そ の 他	13
41 条 反社会的勢力との関係の遮断	13
42 条 お客さまの個人情報の共同利用	13
43 条 一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく遵守事項	14
44 条 管轄裁判所	14
45 条 本約款の実施期日	14

別表

第 1 表 使用電力量の協定	15
第 2 表 日割り計算の基本算定	15
第 3 表 契約種別	エラー! ブックマークが定義されていません。

I 総 則

1 条 適用

当社はこの電気需給約款（以下「本約款」）により、電気需給契約者または利用者（以下「お客さま」）に低圧で電気を供給する条件（電気料金含む）を定め、これにより電気を提供いたします。

2 条 変更

当社は、本約款を変更することがあります。本約款の変更は、当社ホームページでの開示により周知し、その効力は開示時点で生じるものといたします。この場合には、お客さまに電気を供給する条件は変更後の約款によります。

3 条 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低圧

標準電圧 100 ボルトまたは200 ボルトをいいます。

(2) 電灯

LED、白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 力率

交流電力の効率に関して定義された値であり、皮相電力に対する有効電力の割合をいいます。

(6) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。

(7) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(8) 契約電力

契約上、使用できる供給地点において当社が供給する電気の電力（キロワット）の最大をいいます。

(9) 使用電力量

お客さまが使用した電力量であり、一般送配電事業者が設置した計量器により供給電圧と同位の電圧で計量された30分ごとの値をいいます。ただし、やむをえない場合には、供給電圧と異なる電圧により計量するものとし、計量された使用電力量を原則として一般送配電事業者の定める損失率によって修正した電力量といたします。

(10) 検針日

一般送配電事業者が実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日をいいます。

(11) 計量日

電力量計の値が記録型計量器に記録される日をいいます。

(12) 契約主開閉器

契約上設定される遮断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(13) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(15) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(16) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(17) 託送供給等約款

一般送配電事業者が、電気の供給の用に供するための託送供給に関する事項を取りまとめたものをいいます。

4条 単位および端数処理

本約款において電気料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は次のとおりといたします。

(1) 力率の単位は1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 契約電力の単位は1キロワット(kW)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。契約電力が0.5キロワット以下となる場合は、契約電力を0.5キロワットといたします。

(3) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペア(kVA)とし、その端数は小数点以下第1位で

28 条 制限または中止の電気料金割引	9
29 条 損害賠償の免責	9
30 条 設備の賠償	9
VI 契約の変更および終了	10
31 条 約款の変更	10
32 条 電気需給契約の変更手続き	10
33 条 電気需給契約の終了	10
34 条 需給開始後の電気需給契約の終了または変更に伴う電気料金および工事費の 精算	10
35 条 解約等	11
36 条 クーリングオフ	11
37 条 電気需給契約の終了後の債権債務	12
VII 工事および工事費の負担金	12
38 条 供給設備の工事費負担金	12
VIII 保 安	12
39 条 調査に対する協力	12
40 条 保安等に対する協力	12
IX そ の 他	13
41 条 反社会的勢力との関係の遮断	13
42 条 お客さまの個人情報の共同利用	13
43 条 一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく遵守事項	14
44 条 管轄裁判所	14
45 条 本約款の実施期日	14

別表

第 1 表 使用電力量の協定	15
第 2 表 日割り計算の基本算定	15
第 3 表 契約種別	エラー! ブックマークが定義されていません。

I 総 則

1 条 適用

当社はこの電気需給約款（以下「本約款」）により、電気需給契約者または利用者（以下「お客さま」）に低圧で電気を供給する条件（電気料金含む）を定め、これにより電気を提供いたします。

2 条 変更

当社は、本約款を変更することがあります。本約款の変更は、当社ホームページでの開示により周知し、その効力は開示時点で生じるものといたします。この場合には、お客さまに電気を供給する条件は変更後の約款によります。

3 条 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低圧

標準電圧 100 ボルトまたは200 ボルトをいいます。

(2) 電灯

LED、白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 力率

交流電力の効率に関して定義された値であり、皮相電力に対する有効電力の割合をいいます。

(6) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。

(7) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(8) 契約電力

契約上、使用できる供給地点において当社が供給する電気の電力（キロワット）の最大をいいます。

(9) 使用電力量

お客さまが使用した電力量であり、一般送配電事業者が設置した計量器により供給電圧と同位の電圧で計量された30分ごとの値をいいます。ただし、やむをえない場合には、供給電圧と異なる電圧により計量するものとし、計量された使用電力量を原則として一般送配電事業者の定める損失率によって修正した電力量といたします。

(10) 検針日

一般送配電事業者が実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日をいいます。

(11) 計量日

電力量計の値が記録型計量器に記録される日をいいます。

(12) 契約主開閉器

契約上設定される遮断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(13) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(15) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(16) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(17) 託送供給等約款

一般送配電事業者が、電気の供給の用に供するための託送供給に関する事項を取りまとめたものをいいます。

4条 単位および端数処理

本約款において電気料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は次のとおりといたします。

(1) 力率の単位は1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 契約電力の単位は1キロワット(kW)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。契約電力が0.5キロワット以下となる場合は、契約電力を0.5キロワットといたします。

(3) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペア(kVA)とし、その端数は小数点以下第1位で

四捨五入いたします。

(4) 使用電力量の単位は1キロワット時(kWh)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(5) 電気料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

Ⅱ 契約について

5 条 電気需給契約の単位

当社は、お客さまに対し、原則とし1需要場所につき、1電気需給契約を結びます。

6 条 電気需給契約申込みの条件

一般送配電事業者が維持、運用する区域において、すでに低圧（標準電圧100 ボルトまたは200 ボルト）で電気需給契約を小売電気事業者等と締結し電気の供給を受けているお客さまに限り当社の電気需給契約にお申込みできます。

7 条 需給契約申込方法

お客さまが当社との電気需給契約の申込みをされる場合は、本約款を承認の上、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。また電気需給契約の成立は、お客さまの申込みを当社が承諾した時点といたします。

8 条 旧小売電気事業者等との電気需給契約解除手続き

旧小売電気事業者等との電気需給契約の廃止手続きは原則当社にて代行いたします。
当該契約廃止を旧小売電気事業者等が承諾した場合、契約は廃止されます。

9 条 需給の開始

(1) 電気供給の開始に伴う一般送配電事業者の手続きの完了後、当社がお客さまからの電気需給契約の申込みを承諾したとき、当社の定める年月日に電気の供給を開始いたします。

(2) 引っ越し等によって需要場所が変更となる場合は、お客さまから引っ越し先での電気供給開始希望年月日を確認し、一般送配電事業者の都合や、天候、用地事情などやむをえない場合を除き、当該希望年月日に引っ越し先での電気の供給を開始いたします。

(3) (2)において、電気供給開始希望年月日にやむをえず電気を供給できない場合は、お客さまにその理由をお知らせし、あらたに供給開始日を定め、電気を供給いたします。